

## 官尊民卑的裁判——甲府地方裁判所の入会権に関する事例——

宮 平 真 弥

平成一五年一一月二五日判決言渡

本訴平成14年(ワ)第352号 土地明渡請求事件

反訴同年(ワ)第360号 妨害排除請求事件

裁判官……新堀亮一 倉地康弘 知野明

はじめに

筆者は、本件において本訴被告(反訴原告)から入会についての意見書の作成を依頼され、いささか関わることとなり、その過程で、日本の司法の現場における官尊民卑的発想、地方政治における垂直的人間関係、そして入会権に対する裁判官の理解不足といった現状を痛感させられた。以下、問題点をいくつか取り上げ、法社会学的考察を行う。

## 一、事件の概要

本件は入会地の存否が争われている事件である。係争地は、山梨県富士山麓山中湖湖岸の湿地帯で、第二次大戦前までは秣場、緑肥採集地として平野部落の住民に利用されていた。登記上は、明治期に多くの土地を部落の代表者九二名の共有名義とし、残りの部分では割り地を行い個人名義としたところ、大正末から昭和初期にかけて東京電燈（東京電力の前身）が水力発電のための貯水地及び洪水時の湛水地として各名義人から買収した。しかしその後も平野部落住民の利用は妨げられることなく継続、第二次大戦後は水田開発が行われ、昭和六〇年以降はそばの共同耕作が行われていた。が、平成一二年に山中湖村が本件土地を東京電力から買取り、その後、この地に多目的施設（＝交流プラザ）を建設することを発表した。これに対して、本件土地は入会地であるとして山中湖村に反対して利用していた天野惣吉氏に対し、山中湖村から本訴が提起された。

## 二、行政と裁判官の心情的つながり

筆者は、平成一五年六月九日の弁論準備手続にオブザーバーとして参加する機会を得た。そこで担当裁判官の知野明氏がみせた態度に疑問を感じた。本訴原告（反訴被告）は山中湖村、同代表者高村朝次村長、訴訟代理人は細田浩弁護士である。細田弁護士は山梨県市町村会の顧問弁護士であるとともに、高村村長の顧問的存在でもある。細田弁護士は長らくこの地域で活動しており、甲府地裁には何度も足を運んでいる。裁判官は最初から少なくとも心情的には細田弁護士に傾斜しているように見受けられたが、細田弁護士を介して行政サイドの存在を意識していた可能性は否定できない。

弁論準備手続では、本訴被告（反訴原告）の天野惣吉氏がまず発言したが、高齢であり法律の専門家でもないので当たり前のことであるが、少々わかりにくい話し方であったと筆者も感じた。裁判官は専門的な用語を駆使し、議論がますますかみ合わなくなってしまった。一般人にもわかり易い表現を心がけるなど工夫できないものか。結局天野惣吉氏の言いたかったことは伝わることなく終了した。一方、細田弁護士の発言に対しても、全面的な賛同ぶりであった。裁判官がテーブルの正面に座り、右側に天野惣吉氏、左側に細田弁護士及び山中湖村役場の関係者が座つたのであるが、細田弁護士の発言中、裁判官は左の席に上半身を大きく傾けて力強く相槌を打ちながら頷いていた。

このような態度の豹変ぶりの背景として、裁判官には官尊民卑的感情が抜き難く存在しているように思われる。筆者は、一私人が行政の長と争うのは無駄との印象を受けた。

### 三、入会組合長の証言

本件は、山梨県山中湖村の平野部落における入会権の存在が大きな争点になつてゐる。本訴原告側は、平野入会組合長天野千代治氏の陳述をもつて、本件で争われている土地は入会地ではないとの主張をしている。そして裁判官もその陳述を採用しているのである。

「平野入会組合の組合長天野千代治自ら、本件土地が同組合が権利行使している入会地ではない旨述べていること（甲10、14）も上記結論を裏付けるものである」（判決文二四頁）。なお、「上記結論」とは、「入会権が消滅したと解するのが相当である」（二三二頁）との部分であろう。この判断は、裁判官が入会権の処分については入会権者全員の総意を要するという入会権の基本的な性格を理解していないことを物語つてゐる。

千代治組合長には、入会地の範囲を決定する権限などなく、本件土地が入会地ではないとの陳述は、千代治組合長の個人的な見解に過ぎず、同氏は本件土地の入会権を放棄しただけのことである。平野部落のその他の入会地については、千代治氏は入会権を有し、組合長としてのなんらかの役割を負担している。しかし、「入会地ではない」と述べた部分については、自ら入会権を放棄しており、入会組合長ではない。つまり一人でも入会権を主張するものがある以上、甲府地裁は入会権を放棄した組合長の陳述に拘束されることなく、権利の存否を判断すべきなのである。

#### 四、地方政治における密な人間関係

入会組合長千代治氏は、高村村長と極めて密接な関係にあり、村長の意向に反する主張などできる立場ではない。中立な立場から判断するならば、陳述の信憑性を慎重に吟味すべきである（もつとも両者の関係について、裁判所が知らなかつた可能性もある）。

また、高村村長は建設業を営んでおり、交流プラザの仕事を受注する立場にあり、そこで雇用されている人たちも少なくない。そして平野部落で旅館を始めとする観光業を営んでいる人たちも多くの場合、交流プラザの建設に賛成であることも事実である。しかし筆者が現地で聞き取り調査を行つた際、村長の威光を怖れて表立つて反対できない住民が多数おられることが判明した（観光業関係者も含まれる）。このような背景があるため、表面上は天野惣吉氏だけが孤立している形になつていることは否めないのであるが、それだけに入会権は多數決で処分することはできないという原則を強調しておきたい。

## 五、入会権に対する理解の不足

### 1 入会権の消滅について

本件において、裁判官は「仮に東京電燈に所有権が移転する以前に本件土地の一部について平野部落の入会権があつたとしても、東京電燈への売却により入会権が消滅したと解するのが相当である」（判決文二三頁）と判断している。この裁判官は、同年一〇月二八日に判決が言渡された「平成14年（行ウ）第4号違法確認及び措置請求事件」においては、「少なくとも東京電燈に所有権が移転させるまでは、平野部落が入会地として保持し、入会慣行があつたと認めることができる」（二三頁）、「本件土地は……東京電燈に売却された後も、概ね

従前通りの利用がなされていたものと認められ、さらに、戦後に至つては平野部落の統制にのもと個々の構成員が水田として利用するようになり、減反及びこれに伴う奨励金の分配が問題になると、そばを共同で耕作し、奨励金も平等に分配するなど、平野部落の統制のもと利用されてきたことが認められる」（二三～一四頁）、としながら、「東京電燈への売却により入会権は消滅したと解するのが相当である」（二四～二五頁）と判示した。

この裁判は、平野区在住の村会議員樋口重喜氏が高村朝治山中湖村村長に提起した行政訴訟である。平野部落の山中湖岸の土地は入会地であり、そこに多目的施設を建設できるか定かではないのにも拘わらず、村の予算を使ってこの土地を買い入れた村長に損害賠償請求を行つたものである。ここでもポイントは変わらず、本件土地が入会地かどうかである。なお裁判官は両事件とも同じ三名である。

一〇月二八日の判決と一一月二五日の判決は大きく異なる。一〇月二八日判決では、「入会慣行があつた」としているが、一一月二五日には「仮に……入会権があつたとしても」となつており、入会権の存在についての肯定的評価が完全に消滅した。この間になにがあつたというのか。

事実だけを記述する。一〇月二八日の判決後の二月一日、山中湖村は広報で、「山中湖村交流プラザ建設用地の訴え棄却される」と題し、「当該土地に入会権があつたとしても……東京電燈への売却によつて入会権は消滅した」と、判決文の文言を変えて報じた。これに対して樋口重喜氏は、二月五日に自身の発行する「村民かわらばん」で、「入会権があつた土地についても」と正確な記述を掲載し、また「平野部落が入会地として保持し、入会慣行があつたと認めることができる」と、入会権への肯定的な認定をそのまま記載し、広報の記事を批判した（同時に判決の結論には疑問を提示）。その後、二月二十五日の判決では「仮に……入会権があつたとしても」という村の広報に類似した表記になつた。

いずれにしても一〇月二八日判決は、かつて入会地であつたことを認めており、ここまででは妥当な判断である。しかし残念なことに「消滅」について、なんら説得力のある疎明がなされてない。入会権は登記がなくても第三者に対抗でき（大判明三六・六・九民録九・七五九、大判大一〇・一一・二八民録二七・二〇四五）、地盤所有権の名義に左右されない。また入会権を消滅させるには入会権者全員の合意が必要である（青森地判昭三三・二・二五下民九・二・三〇八、福岡高裁那霸支判平六・三・一判タ八八〇・二一六）。甲府地裁は「売却によつて消滅」と判断したが、平野部落が全会一致で入会権を放棄して入会権ごと売却したとの証拠は提出されていない。そして東電への売却後も「平野部落の統制のもと利用されてきた」（一〇月二八日判決二三頁）ことは甲府地裁も認めており、そうであるならば土地所有者名義が東電であろうと、平野部落は入会権を有しているはずである。何ゆえ甲府地裁は所有名義の変更を根拠に入会権が消滅したと認定したのであろうか。單純に売却によつて即入会権が消滅するというのであれば、甲府地裁はその根拠を提示すべきである。

## 2 使用貸借契約の合意を巡って

平野区と日本発送電（東京電力の前身）は、昭和二二年に本件土地に関する「使用貸借契約」を締結している。しかし、これは形式上の便法であることを天野氏は再三主張している。周知のように入会権が登記できない権利であることから、このような便法はこれまで各地で行われてきている（神社名義、代表者名義等）。本件の「使用貸借契約」は、東電側の都合でとりまとめた可能性が高い。団体の財産を意味もなく無償で使用させるなどということが、団体内部の書類上の処理において不適切であることは容易に想像がつく。甲府地裁は少なくとも過去の裁判から「使用貸借契約」によつて即入会権が消滅したとの例をあげる必要がある。

そもそも東電の本件土地買収は、水力発電のための貯水を目的としており、登記上東電名義となつても、平野部落住民の利用は貯水に影響がない範囲で認められてきたことは高村村長を含め周知の事実である。一〇月二八日判決では裁判官もそのように認定している。しかも第二次大戦後の農地改革において、平野部落住民は東電から本件土地を農地買収によつて取得することも可能だつた。にもかかわらず農地買収は実現せず、昭和二二年八月二七日に「使用貸借契約」が締結されている。東電が貯水を妨げない範囲での自由な土地利用の継続を提示して（ただし形式上は使用貸借契約として）、なんとか買収を避けた可能性をまず考えてみるべきではないだろうか。しかしながら一一月二五日の判決では、契約の字面だけで判断し、「本件土地の利用が入会権ないし平野部落と東京電燈との間の永久かつ自由な使用という合意によるものであつたならば、平野区すなわち平野部落がこのような不利な条項の契約を締結するとは到底考えられない」とし、両者の意思は契約の条項通りであったとしている。この判断は、もし農地改革という時代背景がなければ説得力をもつたかもしれない。しかし繰り返すが、この時農地改革によつて平野部落が東電から本件土地を取得することも出来たのである。よつて、仮に使用貸借契約の条項をそのまま受け入れよといふ話であれば、平野部落はこの契約を締結せず農

地改革による取得を選択したはずだと考えるほうが自然である。つまり「永久かつ（貯水を妨げない範囲での）自由な使用」が両者で合意されていたからこそ使用貸借契約は成立したと考えるほうが無理がなく、その旨の陳述書も提出されている。確かに契約書にはこのような合意条項は表れないが、時代背景、前後の経緯から十分に読み取れよう。一〇月二八日判決にあるように平野部落住民は現に部落の統制のもと、水田、そば耕作と自由な利用を継続しており、東電の介入はなかったのである。甲府地裁は、平野部落がなぜ「このような不利な条項の契約を締結」し、もつと有利な選択をしなかったのか、その合理的根拠を説明すべきである。

### むすびにかえて

この判決は、みてきたように論理的に破綻しており、説得力があるとは言い難い。その原因は、甲府地方裁判所が入会権の何たるかを十分理解していないことにあるが、中立であるべき裁判官が心情的に村側に傾斜していた可能性も否定できない。これは甲府地方裁判所だけの問題ではなく、「官尊民卑」的な裁判官の意識は、全国いたるところでみられるのではないだろうか（行政訴訟で殆ど行政側が勝訴することからも推測されよう）。今回は一事例の紹介に止まつたが、より実証的な調査を行い、理論的な考察を行うことを今後の課題としたい。